



宮 崎 県 公 報

平成27年 8 月24日 (月曜日) 第 2720 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

目 次		頁
告 示		
○道路の区域の変更	(道路保全課)	1
○道路の供用の開始	(")	1
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	1

○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
公 告		
○土地改良区の定款変更の認可 (5 件)	(農村整備課)	2
○県営土地改良事業に係る換地処分 (")	(")	2
公 安 委 員 会 公 告		
○警備員指導教育責任者講習の実施について		2

告 示

宮崎県告示第 503号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 8 月24日から平成27年 9 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高岡線	日南市大字松永字松中165番2地先から同市同大字同字139番1地先まで	旧	14.6~16.0	159.0
					12.3~15.3	169.0
			新	14.6~16.0	159.0	

宮崎県告示第 504号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 8 月24日から平成27年 9 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ヶ字一松露1748	平成27年 8 月24日

番7から同市同町下三ヶ同字1748番1まで

宮崎県告示第 505号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 8 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	しとき田	I - 1 - 0025	急傾斜地の崩壊
	しとき田-新①	I - 1 - 0025-新①	急傾斜地の崩壊
	しとき田-新②	I - 1 - 0025-新②	急傾斜地の崩壊
	川 端	I - 1 - 0026	急傾斜地の崩壊
	岩戸前-1	I - 1 - 3030	急傾斜地の崩壊
	岩戸前-1-新①	I - 1 - 3030-新①	急傾斜地の崩壊
	岩戸前-3	II - 1 - 4089	急傾斜地の崩壊
	岩戸前-3-新①	II - 1 - 4089-新①	急傾斜地の崩壊

宮崎県知事 河野俊嗣

立喰 - 1 II - 1 - 4090 急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 506号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	しとき田	I - 1 - 0025	急傾斜地の崩壊
	しとき田 - 新①	I - 1 - 0025 - 新①	急傾斜地の崩壊
	しとき田 - 新②	I - 1 - 0025 - 新②	急傾斜地の崩壊
	川 端	I - 1 - 0026	急傾斜地の崩壊
	岩戸前 - 1	I - 1 - 3030	急傾斜地の崩壊
	岩戸前 - 1 - 新①	I - 1 - 3030 - 新①	急傾斜地の崩壊
	岩戸前 - 3	II - 1 - 4089	急傾斜地の崩壊
	岩戸前 - 3 - 新①	II - 1 - 4089 - 新①	急傾斜地の崩壊
	立喰 - 1	II - 1 - 4090	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、山田町土地改良区（都城市）から平成27年 3 月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、吾田土地改良区（日南市）から平成27年 4 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月24日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）から平成27年 4 月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、菓立土地改良区（都城市）から平成27年 4 月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）から平成27年 4 月20日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、第 2 内山地区 4 換地区区営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成27年 8 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第22号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成27年 8 月24日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	3号警備業務	平成27年11月25日（水）から 同月27日（金）まで	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検

定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務 (追加取得講習)	平成27年10月13日(火)から同月23日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

--	--